

現在の「小児慢性特定疾病医療受給者証」の有効期間は、令和5年12月31日までです。
更新を希望される方は、必ず、提出の締切りまでに保健所へ申請してください。

※ 受給者証の有効期間が過ぎた場合、遅れて更新申請をすることはできません。（有効期間は中断）
この案内は、10月末時点で未申請の方へ送付しています。すでに申請された方や申請されない方については、ご容赦ください。

1 提出の締切り

令和5年12月22日（金）まで



更新申請の提出先

- ① 来所申請：住所地を管轄する保健所へ提出してください。
- ② 郵送申請：12/20までにポストへ投函してください。（郵送料は自己負担です。）



有効期間が中断した場合

- ① 18歳未満：新規用の医療意見書を取り直して、新規申請をしてください。
- ② 18歳以上：申請できませんので、ご注意ください。

2 更新申請の流れ

- (1) 小児慢性特定疾病指定医に、医療意見書（継続用）の作成を依頼。
- (2) 必要な書類を準備して、更新用の申請書（今回は緑色）に必要事項を記入。
- (3) 申請書類をそろえて、保健所に提出。

3 その他

- ・ 更新用の申請書（今回は緑色：7月に送付）を紛失した場合は、新しい様式1-2を県保健所でもらうか、県ホームページからダウンロードして、記入してください。
- ・ 更新と同時に変更がある場合は、変更した内容の分かる書類を添付してください。
- ・ 申請が遅い場合、申請書類に不備がある場合 又は 指定医師に医療意見書の内容の確認が必要な場合は、受給者証の交付が遅くなります。
- ・ 認定の要件を満たさない場合は、受給者証を交付できないことがあります。

更新申請の問合せ・提出先

更新申請に必要な書類をそろえて、住所地を管轄する保健所に、早めに提出してください。

お住まいの市町	問合せ・提出先	所在地 / 電話
大竹市、廿日市市	西部保健所 (保健課 健康増進係)	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68 ☎ (0829) 32-1181
安芸高田市、府中町 海田町、熊野町、坂町 安芸太田町、北広島町	西部保健所 広島支所 (保健課 健康増進係)	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 (広島県農林庁舎 1階) ☎ (082) 513-5526
江田島市	西部保健所 呉支所 (厚生保健課 保健係)	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25 ☎ (0823) 22-5400
竹原市、東広島市 大崎上島町	西部東保健所 (保健課 健康増進係)	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 ☎ (082) 422-6911
三原市、尾道市 世羅町	東部保健所 (保健課 健康増進係)	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12 ☎ (0848) 25-2011
府中市、神石高原町	東部保健所 福山支所 (保健課 健康増進係)	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1 ☎ (084) 921-1311
三次市、庄原市	北部保健所 (保健課 健康増進係)	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1 ☎ (0824) 63-5181

広島県公式ホームページ

【健康・福祉・子育て> 疾病対策課> 難病対策】

※各種申請様式は、こちらに掲載しています。

広島県 難病



スマートフォンの方はこちら▶

小児慢性特定疾病情報センター

小児慢性特定疾病医療費助成制度の概要及び診断基準について

※医療意見書の様式は、こちらに掲載しています。

小児慢性情報センター



スマートフォンの方はこちら▶